

章	第6章 心地よく、くつろぎを感じるまちづくり（快適・憩い）
節	第4節 住宅
施策	市営住宅の整備
質 問 内 容	
Ⅰ 成果指標の 進捗状況	<p>①施策の成果レベルの判定基準で、目標は達成されたという記述にも関わらず判定が「C」となっているのはなぜか。また、施策を取り巻く状況で、府営住宅が削減する方向が打ち出されているから、市営住宅の評価も「C」というのはなぜか。市の住宅マスタープランやストック総合活用計画から鑑み、どのように評価すべきとするべきではないか。</p>
Ⅱ 成果指標の 妥当性、 目標値の 設定	<p>①エレベーター設置率、浴室設置率及び耐震化率というのは市営住宅の住居環境の質的向上を示すものであり、市営住宅の整備指標としては妥当なものであるといえる。</p> <p>目標値は、順次達成可能な数値という意味で、建替え事業を織り込んだものであるといえる。</p> <p>市民の住環境という広い視野からはやや矮小化されたものとなっているでは。</p> <p>②指標項目の検討（時宜に適した項目による成果など）</p> <p>設備項目だけでいいのか。</p>

Ⅲ
内容
その他

- ①市営住宅の建て替え、管理について、PFI等今後の検討課題を具体的にご提示ください。
- ②全国的な水準では、人口に対する住宅は十分に満たされている状況にある。今後、質的な面や、地域的な需給対応が課題となってくるものと考えられる。
近年における所得格差の拡大からくる貧困世帯の増加は、低廉な住宅の供給を必要としており、このような状況から市営住宅に対する要請は高いといえる。
他方、国・地方公共団体の財政状態は極めて悪化しており、公営住宅の建設を困難なものとしつつある。
このような中で、基本的に政策を見直す必要が認められ、建設費を抑制する上で、民間賃貸住宅の有効活用も視野に入れる必要がある。つまり、低所得者に対する、一定の条件をクリアした民営家賃の一部公的補助である。多角的に政策を見直すべき時期が到来しているのではないだろうか。
- ③市営住宅管理事業のところ 滞納住宅家賃等の整理を担当課は課題として挙げていますし、二次評価者も家賃徴収の強化とありますが、担当課として具体的にどのような方策を考え、実際に行われておられるのでしょうか？
- ④耐震・耐火・老朽等建替事業が進んでおり、又は立体化による環境整備・緑化等住生活安定化に繋がっておりますが、個人住宅（持家）との格差の点について
- ⑤住宅の供給の目的であるが、家賃の公平化、徴収の在り方等について
- ⑥市営住宅の管理は、必要に応じて民間委託を進めると記載されているが、その検討状況はどのような段階にあるのか。
- ⑦市営住宅での高齢化に伴うコミュニティの維持等の問題はないのか。適正な入居者構成に対する考えは何かあるのか。
- ⑧市営住宅の整備事業について、バリアフリー、浴室整備等、当初の目標年次に達したが、その総合評価を踏まえ、今後どのようなプランに基づいて整備を進める所存でしょうか？
- ⑨市民アンケートでは重要度は30%強に見られるように、公営住宅そのものの意義やあり方が問われている状況にある。市のマスタープラン等では、今後、市営住宅の意義やあり方をどのように考えているのか。概要の説明を求める（セイフティネット等としての意義とともに民間住宅との役割分担等）。